

印鑑登録及び印鑑証明制度について

●印鑑登録のできる人

川越市の住民基本台帳に記録されている人で満15歳以上の方（成年被後見人は除く。）です。

●登録できる印鑑

登録できる印鑑は、印影の大きさが直径8mm以上、25mm以内のものに限ります。既製印鑑（市販されている大量生産の印鑑）は特徴に乏しく、照合が困難なため、登録印として適当ではありません。また、氏名以外のものを表しているものや、ゴムなどの材料で変形しやすいもの、印影を鮮明に表しにくいものは登録できません。

●本人が登録申請をするとき

次のいずれかを持参したときは、即日で印鑑の登録ができ、「かわごえ市民カード」をお渡しします。

1 官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真の貼ってあるもの。

（写真には割印、浮出プレスによる契印等があるもの。）

2 川越市で印鑑の登録を受けている人が登録した印鑑を押印し、本人であることを保証した書面。

1～2にあてはまらないときは、照会書を送りますので、その回答書を持参したときに登録となります。

回答書を持参する方は、保険証等の本人確認ができる書類と登録印（代理人が持参する場合は認印と代理人選任届）をお持ちください。

●代理人が登録申請するとき

本人の登録する印鑑の他に本人の作成した代理人選任届（裏の見本参照）が必要です。ただし、即日で印鑑の登録はできません。本人あてに照会書を送りますので、回答書を持参したときに登録となります。この場合、回答書を持参された方に市民カードをお渡しします。回答書を持参する方は、保険証等の本人確認ができる書類と認印（本人が持参する場合は登録印）をお持ちください。

●印鑑登録証明書の交付申請について

印鑑登録証明書の交付申請をするときは、市民カードが必ず必要です。この場合、登録印鑑、代理人選任届は一切不要です。ただし、申請書には証明書を必要とする者の住所、氏名、生年月日をはっきりと書いてください。不明の箇所がありますと受付することができません。

代理人選任届の見本

代理人選任届

住 所 川越市元町1丁目3番地1

(代理人) 氏 名 小江戸花子

生年月日 昭和 29 年 9 月 1 日

私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任したので
お届けします。

記

委任事項

1. 印鑑登録申請をすること
2. 市民カード引替交付申請をすること
3. 市民カード亡失届をすること
4. 印鑑登録廃止申請をすること

*該当する事項のみお書きください。

令和 年 月 日

住 所 川越市元町1丁目3番地1

(委任者) 氏 名 小江戸太郎

登録印

生年月日 昭和 27 年 7 月 1 日

(提出先)

川 越 市 長

- 注意 (1) 用紙の大きさは便箋大のものを使用してください。
(2) 代理人選任届は、すべての記入部分を必ず委任者本人がお書きください。
(3) 1～4は委任する事項です。あなたの該当する事項を書いてください。